

2 行為地の景観を特徴づけている要素の抽出及び景観の構造的な把握

(福島県景観計画別表4の景観形成基準の基本事項)

景観を特徴づけている要素	
景観形成の課題 (行為が周辺地域に与える社会的、視覚的影響)	
景観形成の目標・方向性の設定	

3 行為地の景観形成の目標設定 (福島県景観計画別表4の景観形成基準の基本事項)

位 置	1. 景観要素の眺望の妨げとしない 2. 景観要素に対し突出させない 3. 景観要素に対し遮へいする 4. 周囲に調和させる位置とする 5. 特に不要(基準による) 6. その他()
規 模	1. 分節化する 2. 分棟化する 3. 高さを突出させない 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
形 態	1. すっきりさせる 2. 周囲と調和させる 3. 特に不要(基準による) 4. その他()
意 匠	1. 行為地内にまとめる 2. 単調としない 3. 周囲と調和させる 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
色 彩	1. 地域の基調色とする 2. 周囲と調和させる 3. 行為地内にまとめる 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
素 材	1. 周囲に調和する素材とする 2. 反射性の高い素材を使用しない 3. 地域素材を使用する 4. 特に不要(基準による) 5. その他()
緑 化	1. 周囲を緑化する 2. 全面遮へいする 3. 一部遮へいする 4. 法面等緑化する 5. 特に不要(基準による) 6. その他()
電 線 類 (行為地内)	1. 地中化する 2. 目立たない位置とする 3. 特に不要(基準による) 4. その他()

4 視点場の設定（福島県景観計画別表4の景観形成基準の共通事項）

視点の距離帯	視点上のポイント	想定される視点場及び配慮内容
遠景	稜線 シルエット 植生 地域における視認可能な範囲	
中景	施設のボリューム 施設の位置 スカイライン 壁面線の位置 屋根の色彩	
近景	敷地境界（際） 壁面線の構成 壁面の色彩（中高層部） 植栽の位置 サイン	
近接景	建築物の部分 ディテール 壁面の色彩（低層部） テクスチャー 素材 サイン 屋外照明	

景観形成重点地域における景観形成基準 チェックシート

1 基本的事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
地域特性調査による目標及び課題の整理	行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。		
関係施設との整合	行為の計画に当たっては、自然公園法、都市計画法等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。		
周辺住民との合意形成	行為の計画に当たっては、地域の景観与える影響を考慮し、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。		

注) 適合状況は、「適合の場合：○」、「不適合の場合：×」、「留意すべき場合：△」、「該当しない場合：－」を記入すること（以下同じ）。

2 共通事項

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
行為地の選定	行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう努めること。		
快適な沿道景観の形成	行為地が道路に接する場合は、快適な沿道景観が形成されるよう、沿道を緑化するなど修景に努めること。		
周辺景観との調和	行為地が集落地及び市街地にある場合は、周辺の自然景観、田園景観及び既存の町並みとの調和に配慮すること。		
施設間の調和	行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。		
視点場の確保	行為地内には、できる限り磐梯山、猪苗代湖等の地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。		
視点の設定	設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。		

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
時間の変化	設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。		
景観阻害要素の修景	行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。		
自然景観との調和	観光・商業施設については、磐梯山、猪苗代湖等の自然景観と調和するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインを行うよう努めること。		

3 個別的事項【建築物】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
位置	地形・樹木への配慮	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。	
	空地の確保及び境界線からの後退	緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。	
	磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸への考慮	磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸においては、磐梯山への眺望及び周辺の樹木の保存を考慮した位置とすること。	
	歴史性の保全	歴史的建造物等の保全に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。	
	水際線の保全	行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。	
規模	建築物の高さ	できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。	
	幹線道路沿道の規模	国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。	
	規模の調節	周辺の自然景観や町並みと調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。	
形態	形態の連続性	地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。	
	幹線道路沿道の形態	国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。	
	屋根の形状	周辺の建築物の多くが類似した屋根の形状をもった地域にあつては、原則として屋根の形状を調和させること。	
意匠	ベランダ、バルコニー等は建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりある意匠とすること。		

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
意匠	歴史的建造物との調和	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。	
	歴史的景観の保全	歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。	
	設備機器の遮へい	設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。	
	広告・描画の制限	建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努めること。	
	広告物の設置	建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限とどめるとともに、建築物及び周辺の自然景観との調和に努めること。	
	壁面の公共性	道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。	
	周辺景観との調和	志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。	
色彩	基調色・準基調色	外壁、屋根等には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は福島県景観計画の景観形成基準に例示された色彩を標準とし、準基調色は同計画に例示された色彩を参考とすること。	
	外壁・屋根等の色彩	外壁、屋根等に使用する色数は少なくすること。	
	対比的な色彩	地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周辺の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。	

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
色彩	建築附属物の色彩	建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。	
	周辺景観との調和	志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道 49 号並びに国道 115 号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。	
素材	周辺景観との調和	周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。	
	反射性	反射性の高い素材を使用しないこと。	
	地域の素材・伝統的素材	地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。	
	伝統的素材	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。	
	エイジング	建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。	
敷地の緑化	樹木の保全	磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹木の保全を図ること。	
	行為地内の緑化	周辺の樹林との連続性や建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生け垣等とするよう努めること。	
	樹木の保全	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。	
	地域植生への配慮	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。	
	効果的な構成及び配置	高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。	

項 目	基 準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容	
その他	屋外駐車場	屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。		
	屋外照明	屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。		
	電線類の地中化	行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努めること。		

3 個別的事項【工作物】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
位置	地形・樹木への配慮	従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。	
	空地の確保及び境界線からの後退	緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。	
	磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸への考慮	磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸においては、磐梯山への眺望及び周辺の樹木の保存を考慮した位置とすること。	
	歴史性の保全	行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。	
	水際線の保全	行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。	
規模	工作物の高さ	できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。	
	幹線道路沿道の規模	国道 49 号、国道 115 号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。	
	規模の調節	周辺の自然景観や町並みと調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。	
形態	景観の連続性	地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。	
	幹線道路沿道の形態	国道 49 号、国道 115 号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。	
	部材数	工作物を構成する部材数を整理し、すっきりした形態とすること。	
意匠	まとまりのある意匠	工作物全体としてまとまりのある意匠とすること。	

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
意匠	歴史的建造物との調和	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。	
	歴史的景観の保全	歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。	
	広告の表示	工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。	
	広告物の設置	広告物を掲出する物件の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、周辺の自然景観との調和に努めること。	
	周辺景観との調和	志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。	
色彩	基調色・準基調色	工作物の表面には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は福島県景観計画の景観形成基準に例示された色彩を標準とし、準基調色は同計画に例示された色彩を参考とすること。	
	工作物表面の色数	工作物の表面に使用する色数は少なくすること。	
	対比的な色彩	地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周辺の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。	
	建築物附属物の色彩	建築物に設置される工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。	
	周辺景観との調和	志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。	

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
素材	周辺景観との調和	周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。	
	反射性	反射性の高い素材を使用しないこと。	
	地域の素材・伝統的素材	地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。	
	伝統的素材	行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。	
	エイジング	建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。	
敷地の緑化	樹木の保全	磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹木の保全を図ること。	
	行為地内の緑化	周辺の樹林との連続性や建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生け垣等とするよう努めること。	
	樹木の保全	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。	
	地域植生への配慮	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。	
	効果的な構成及び配置	高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。	
	空地の確保及び境界線からの後退	緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。	

3 個別的事項【開発行為、水面の埋立て又は干拓】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
土地の形状	自然地形の保存	地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。	
	土地細分化の制限	景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。	
土地の緑化	行為地内の緑化	行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。	
	樹木の保全	樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。	
	地域植生への配慮	周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。	
	植栽の構成・配置	高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。	
法面の外観	圧迫感の軽減	長大な法（のり）面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。	
	法面の勾配	法（のり）面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。	
	地域植生への配慮	周辺の植生との調和に配慮した法（のり）面の緑化を行うこと。	
	擁壁の形態	擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。	
	擁壁の素材	擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。	
その他	護岸、堤防等への配慮	調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等の周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。	
	景観資源の保全	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。	

3 個別的事項【土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
遮へい	出入口の遮へい	行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。	
	周囲からの遮へい	行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等から遮へい措置を講ずること。	
跡地の形状	法面・擁壁の制限	長大な法（のり）面又は擁壁を生じさせないよう努めること。	
	法面の勾配	法（のり）面は、できる限りゆるやかな勾（こう）配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。	
	擁壁の形態	擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。	
	擁壁の素材	擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとする。ともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。	
跡地の緑化	跡地の緑化	行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	
その他	視点場からの視点	主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。	
	景観資源の保全	行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。	

3 個別的事項【木竹の伐採】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
伐採の方法	伐採の規模	管理上必要な場合を除き、木竹の伐採は行わないこと。やむを得ず行う場合は、道路境界線から後退した位置とし、択伐等により規模を必要最小限にとどめること。	
	樹木又は樹林の保全	樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。	
跡地の緑化	跡地の緑化	伐採後の跡地は、植栽等により、植生の回復に努めること。	

3 個別的事項【屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積】

項目	基準	適合状況	具体的な配慮又は工夫の内容
集積又は貯蔵の方法	視点場からの視点		
	集積又は貯蔵の方法		
遮へい	出入口の制限		
	周囲からの遮へい		